

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		一般廃棄物処理業者等への改善勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項		法第 18 条、法第 19 条
所 管 課		環境局資源循環推進部廃棄物対策課（電話：048-829-1335）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 理由：法第 18 条による報告の徴収、法第 19 条による立入検査により発覚した違反者のうち、法第 7 条の 3 等の行政処分の対象とならない者に対し改善勧告等を行う。 法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条等）で規定された基準により判断するため、設定する必要がない。
備 考		